

北栄町と鳥取県及び鳥取県教育委員会との
県立高等学校の魅力化推進に係る取組の連携に関する基本協定書

北栄町（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）及び鳥取県教育委員会（以下「丙」という。）は、県立高等学校（以下「県立高校」という。）の魅力化推進の取組に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県立高校の魅力化の取組に関し、相互に連携し取り組むことで、県立高校の魅力・特色の充実、向上を図り、県立高校及び地域の活性化を図るために必要な事項を定めるものとする。

（連携事項）

第2条 連携する事項は次のとおりとする。

- （1）県外等から鳥取中央育英高校に入学する生徒のための住環境確保に関すること
- （2）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（方法）

第3条 前条に規定する連携事項に要する経費負担や手続等については甲、乙及び丙が協議のうえ別に定める。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

2 連携の細目その他については、甲、乙及び丙が協議のうえ別に定める。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、各自その1通を保有する。

令和7年4月28日

甲 北栄町長

手嶋俊樹

乙 鳥取県知事

平井伸治

丙 鳥取県教育委員会教育長

足羽英樹

別紙（第2条関係）

- （1）県外等から鳥取中央育英高校に入学する生徒のための住環境確保に関すること
- ・ 今後、住環境を整備する際には、その整備運用に関すること